

JQAの第三者検証・技術支援業務

JQAカーボンニュートラルプラットフォーム

① 審査・検証

- ①-1：環境・社会データの検証・技術支援（ESG情報開示に関する自主的な検証）
- ①-2：J-クレジット制度・カーボンオフセット制度等の検証（制度に基づく検証：国内）
- ①-3：CDM/JCM（二国間クレジット制度）の審査・検証（制度に基づく検証：海外）
- ①-4：再生可能エネルギー電力メニューの第三者検証
- ①-5：カーボンニュートラルガスメニューの第三者検証

② グリーンエネルギー関連業務

- グリーンエネルギー認証制度（グリーン電力証書等）の運営、認証

③ ソリューション業務

- JICA中小企業SDGsビジネス支援業務（SDGsソリューション）
- 地球温暖化対策実行計画の策定支援（CNソリューション）



約20年の経験を基盤とし、企業のカーボンニュートラル達成に向けた取り組みに対し、さまざまな支援ツールを効果的に提案する「**JQAカーボンニュートラル プラットフォーム**」を展開

環境・社会データの第三者検証

お客さま組織の目的に沿った検証対象、検証範囲をご相談の上決定し、検証を実施します。

検証対象の決定（追加）

- GHG (Scope1,2,3)
- CO2、その他ガス



【環境の側面】

- 水、廃棄物、VOC
- NOx、SOx

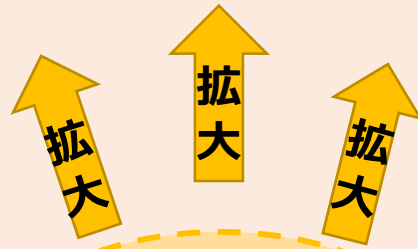


【社会の側面】

- 女性社員（管理職）比率
- 労働災害による死亡者等

検証範囲の決定（拡大）

関連会社 海外事業所
バリューチェーン



自社や国内事業所が中心

検証時期の検討

① 毎年7月末頃

② 前倒し（早期実施）

- 2段階検証の実施
- 下期に現地検証
- データ検証の残りを次年度

③ 後ろ倒し（下期検証）

- CDP※1スコア算定・検証・添付の時期を分ける
- 算定：直近1年、検証：下期実施（進行中と回答）、添付：2年度前分

※1 CDP: カーボン・ディスクロージャー・プロジェクトの前身で、気候変動など環境分野に取り組む国際的非営利団体。CDPの署名機関投資家を代表して世界中の企業に毎年質問状を送り、気候変動に対する戦略や温室効果ガス排出量の実績について開示を求めている。

サステナビリティ情報開示のためのステップ

第三者検証を受けることで開示情報の信頼性を高め、ステークホルダーの信頼獲得につながります。

算定ルールを策定し、検証可能な値を算出できるように体制を整備することが重要です。

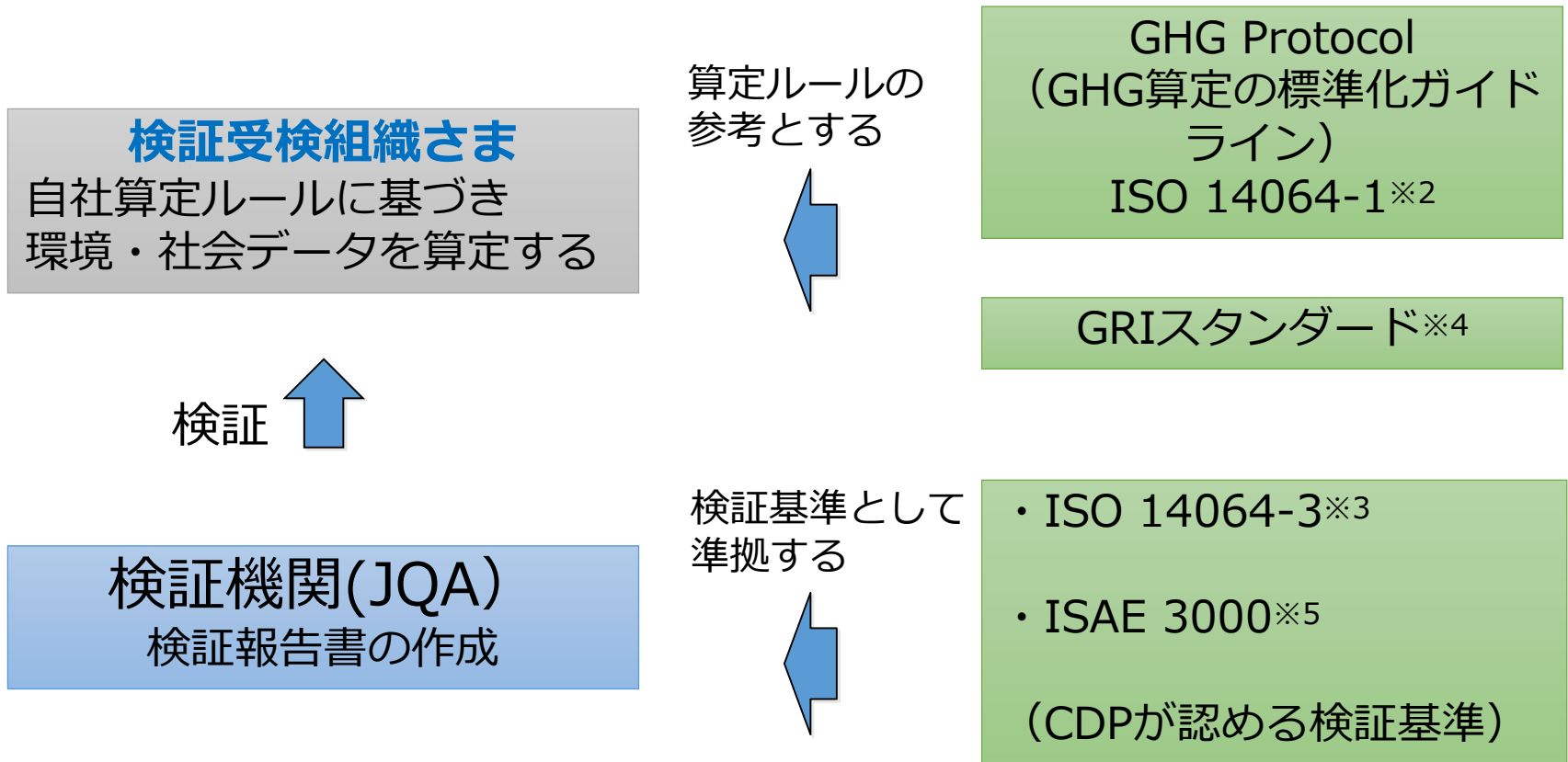
開示するパフォーマンスデータの選定

ルールに基づく検証可能なパフォーマンスデータの開示

第三者検証の実施、さらなる開示情報の信頼性確保へ

算定・検証基準の相関図

組織の自社算定ルールおよび算定したデータを、当機構が検証基準に基づき検証し、検証報告書を作成いたします。



※2 ISO 14064-1:温室効果ガス-第1部:組織における温室効果ガスの排出量及び吸収量の定量化及び報告のための仕様並びに手引-企業や工場など組織単位のGHG排出量の算定・報告に関する仕様を規定している。

※3 ISO 14064-3:温室効果ガス-第3部:温室効果ガスに関する主張の妥当性確認及び検証のための仕様並びに手引-検証機関の妥当性確認および検証に関する仕様を規定している。

※4 GRI スタンダード:グローバル・レポーティング・イニシアティブ(Global Reporting Initiative: GRI)という国際的非営利団体が2016年10月に発行したサステナビリティ報告書のガイドライン。多くの企業や組織が非財務情報開示の枠組みとして活用している。

※5 ISAE 3000:国際会計士連盟(IFAC)が公表している国際保証業務基準第3000号「過去財務情報の監査又はレビュー以外の保証業務」

検証の流れ

当機構では、以下の流れで検証プロセスを進め、お客さま組織の社会における信頼づくりをお手伝いいたします。

◆環境・社会関連情報の第三者検証

1. 事前準備	検証に必要な情報を事前に送付いただき、内容を確認します。
2. 文書レビュー	算定ルール、算定体制などを事前確認します。
3. 現地検証	算定ルール、排出源、データ収集の運用管理体制を確認します。 発見事項をお伝えし、修正を依頼します。
4. データの確認作業	データの集計方法、根拠資料等を確認します。
5. 発見事項対応	発見事項（是正措置・明確化）で修正を依頼した場合、その修正完了の確認をします。
6. テクニカルレビュー	作成した検証報告書について、担当以外の検証人が再確認します。
7. 検証報告書の作成	検証機関として検証結果を確定します。

検証の仕様および報告書

算定基準や検証基準、保証水準など、仕様を記載した「検証報告書」を発行いたします。

仕様書（例）

①**算定基準**：自社算定ルール

検証基準：ISO 14064-3, ISAE 3000

②**保証水準**：限定的保証

③**重要性の判断基準**：5%

④**対象データ**：

【環境データ】GHG（Scope1,2,3）、水、廃棄物

【社会データ】労働災害度数率など

⑤**現地訪問先**：本社（算定状況により

関連会社など）およびサンプリング拠点

⑥**第三者検証報告書**：和文および英文

The image shows two versions of a JQA Independent Verification Report. The top version is a placeholder with '●●●' and the bottom one is a filled-out report for '社会・環境情報検証報告書'.

JQA No.151100××××
Independent Verification Report
To: ●●●
1. Objective and Scope
Japan Quality Assurance Organization (hereafter JQA) was engaged by ●●● (hereafter the Company) to provide an inclusion, hereafter listed in the following table, in accordance with the following conditions:

JQA 発行日 201●●●年●●●月●●●日
第 151100●●●●●●号
社会・環境情報検証報告書
●●●●株式会社 様

1. **検証の対象**
一般財団法人日本品質保証機構（以下、「本機構」という。）は、●●●●株式会社が作成した「CSR データ算定報告書（201●●●年度実績）」（以下、「算定報告書」という。）が、同社により作成された「CSR 算定ルール」及び「●●●●算出標準」（以下、「同社算定ルール」という。）に準拠し、正確に測定、算出されていることについて第三者検証を行った。

検証の目的は、「算定報告書」の201●●●年度（201●●●年4月1日～201●●●年3月31日）の温室効果ガス排出量、水使用量、廃棄物排出量並びに労働災害度数率を客観的に評価し、同社の温室効果ガス排出量、水使用量、廃棄物排出量並びに労働災害度数率の算定の信頼性をより高めることにある。

2. **実施した検証の概要**
当機構は、温室効果ガス排出量については「ISO14064-3」、水使用量、廃棄物排出量並びに労働災害度数率については「ISAE3000」に準拠して検証を実施した。本検証業務の対象活動範囲は温室効果ガス排出量については Scope1, 2 のエネルギー起源の二酸化炭素排出量、水使用量、廃棄物排出量並びに労働災害度数率であり、保証水準は「限定的保証水準」、重要性の量的判断基準はそれぞれの総量の 5%とした。また、本検証業務の対象組織範囲は●●●●株式会社及びグループ会社の国内●●●●拠点及び海外の●●●●拠点である。

現地検証では、●●●●株式会社の本社工場、●●●工場及び●●●工場の3拠点を対象として、各拠点における算定対象範囲の確認、エネルギー使用量監視拠点、水使用量監視拠点、廃棄物発生量監視拠点の確認、算定・集計体制の確認、活動量データについて根拠資料との突き合わせを行った。なお、現地検証の対象とした拠点及び拠点数の決定は●●●●株式会社が実施した。算定ルールの確認及び労働災害度数率に関する検証は●●●●株式会社本社において実施した。

3. **検証の結果**
検証の対象とした、「算定報告書」の201●●●年度の温室効果ガス排出量、水使用量、廃棄物排出量並びに労働災害度数率において、「同社算定ルール」に準拠せず、正確に算定されていない事項は見られなかった。

4. **留意事項**
「算定報告書」の算定責任は●●●●株式会社であり、温室効果ガス排出量、水使用量、廃棄物排出量並びに労働災害度数率の検証の結果に関する責任は当機構にある。●●●●株式会社と当機構との間には、特定の利害関係はない。

東京都千代田区神田西河原一丁目 2-1 番地
一般財団法人日本品質保証機構
理事 浅田 純 男